

【家庭的保育事業等運営における留意事項】

小規模保育事業のみ

立入検査において指摘が多かった項目や特に注意が必要な項目について、以下のとおり留意事項を掲載いたしますので、今後の施設運営において御留意ください。

指摘が多かった項目

	項目	留意事項
施設運営	職員の配置	常時2人以上の保育士を配置してください。なお、朝夕等の利用乳幼児が少数となる時間帯における人員配置については、「保育所等における保育士配置に係る特例について（雇児発0218第2号厚労省雇用均等・児童家庭局長通知）」を参照の上、配置してください。 また、特例を適用する場合は、市幼児保育課へ届出をしてください。
		管理者は、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする」とされていますので、勤務形態等には注意してください。
	苦情対応	苦情への対応として、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を複数設置してください。
会計	組織体制	会計責任者と出納職員は、それぞれ別の職員を任命し、内部牽制体制の確立に努めてください。
処遇	自己評価	保育事業所の自己評価結果を公表するよう努めてください。